

山梨県看護師等養成所運営費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営について予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成力の充実を図るものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、次に掲げるものが設置する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づき指定を受けた看護師及び准看護師の学校（ただし学校教育法第1条に規定する学校は除く。）又は養成所（以下「養成所」という。）とする。

- (1) 社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会福祉事業協会を除く。）
- (2) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (3) 健康保険組合及びその連合会
- (4) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (5) 学校法人及び準学校法人
- (6) 医療法人
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人

ただし、上記のうち(6)及び(7)については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けていないものを除く。

(交付対象事業及び交付額)

第3条 この補助金は、別表1第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較してもっとも少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金の交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収入支出予算書抄本

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定によるこの補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) この補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障を来さない内容の細部の変更であって、補助事業の各経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更で補助金の増額を伴わないも

のはこの限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 養成所の設置者は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して、一カ月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定により実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に報告するものとする。

- (1) 事業費精算書（別紙1）
- (2) 事業実績報告書（別紙2）
- (3) 収入支出決算書（見込書）

（補助金額の確定）

第8条 補助金は、前条の規定により、事業終了後養成所の設置者が提出する実績報告書により確定する。

（消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により速やかに報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成10年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成17年3月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成19年2月2日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成20年8月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成20年10月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成21年5月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成22年5月11日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱改正は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表 1

1 基準額	2 対象経費
<p>次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>1 看護師（3年課程）養成所 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,178,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>2 看護師（2年課程）養成所 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 13,889,000円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料（上記教員経費のうち(1)～(3)に該当するものとする。）</p> <p>2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。）</p> <p>3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費） (3) 委託料（上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。）</p> <p>4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設謝金） (2) 委託料（上記報償費とする。）</p> <p>5 新任看護教員研修事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、備品購入費</p>

1 基準額	2 対象経費
<p>ウ 事務職員として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>	<p>6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p> <p>(注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）第2条第4号、第3条第4号、第4条第1項第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。</p>
<p>3 准看護師養成所</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 8,080,000円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>	

1 基準額	2 対象経費
<p>(注) 1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。</p> <p>2 事務職員は、1 学年定員 80 人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に 2 人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p> <p>3 生徒数は、当該年度の 4 月 15 日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p>	

別表 2

看護師等養成所の定員数	調整率
定員 181 人以上	0.92
定員 161 人以上 180 人以下	0.94
定員 121 人以上 160 人以下	1.00
定員 81 人以上 120 人以下	1.02
定員 80 人以下	1.04